

大阪市告示第192号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和7年2月14日

大阪市長 横山英幸

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市西淀川区姫島三丁目37番、38番、40番の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第10号に該当（全ての区域）

（環境局環境管理部環境管理課）